

普天間基地爆音訴訟
控訴審判決に対する声明

- 1 福岡高裁那覇支部は、本日、国に対し、原告住民396名全員への損害賠償を命ずる一方で、米軍機の飛行差止請求を棄却する判決をなした。

本判決は、一審判決（那覇地裁沖縄支部）に続き普天間基地の爆音の違法性を断罪した点で極めて重要な意義を有する。特に本判決では、普天間基地が「世界一危険な基地」であることを正面から受け止めるとともに、特有の低周波音被害なども認定し、これまでの慰謝料額の倍額の賠償を認定したことは評価できる。

これで、横田飛行場、嘉手納飛行場、厚木飛行場、小松飛行場、普天間飛行場の5軍用飛行場について、高等裁判所が米軍機の騒音を「違法」と断罪したことになる。

本判決は、政府に対して「より一層強い意味で本件航空機騒音の改善を図るべき政治的な責務を負っている。」と述べており、日米両政府は、この判決の意義を真剣に受け止めるべきである。

- 2 しかしながら、本判決が原告らの強く求めた「飛行差止」につき、「第三者行為論」を適用して退けたことは極めて不当である。米軍機の発する爆音を「違法」と断罪しながら、その根源である飛行の差止を命じない判決は、矛盾であり不条理である。違法行為の除去こそ、人権の保障のために不可欠であり、人権の守り手としての司法の責務である。

今回の判決は、安保条約の下で基地の自由使用を保障されている米軍基地の不条理さを浮き彫りにし、日本国憲法と安保条約との矛盾・相克を示すものと言わねばならない。

- 3 我々は、市民としてのささやかな権利として「静かな夜」を取り戻すことを求めるものである。普天間飛行場は、そもそも人口密集地のただ中にあり、飛行場としての安全性を有しない「欠陥基地」であって、「静かな夜」を取り戻すためには、その閉鎖と撤去が求められるものである。

我々は、本判決を受け、目の前で今も進行している人権侵害を根絶するために引き続き運動を強めることを決意し、同時に、日米両政府に対し、SACO合意の原点である「普天間飛行場の危険性の除去」に思いを致し、基地の県内「たらい回し」を断念して、普天間飛行場を早急に閉鎖・撤去するよう強く求めるものである。

2010年7月29日

普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団
普天間基地爆音訴訟弁護団